

学校いじめ防止基本方針

うるま市立具志川中学校

1 本校の教育方針

学校は将来において全ての生徒が望ましい社会人として自己実現を図れるように、しっかりと社会性及び規範意識などの豊かな心と健やかな体を育み、日々の授業を中心として確かな学力を身につけさせる場である。また、生徒一人一人が楽しく元気に学校生活を送るためには、学級を基盤とする学校生活にそれぞれの居場所があり、楽しく過ごすことが必要不可欠である。そのために、全ての生徒が安心して学校生活を送り、有意義で充実した様々な活動に取り組むことができるよう、いじめ防止に向けて日常の指導体制を整え、いじめの未然防止を図りながらいじめの早期発見に取り組むとともにいじめを認知した場合は、適切に且つ迅速に解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

*いじめ防止対策推進法 第2条より

3 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与える。また、その生命に重大な危険を生じさせる場合もある。よって、本校では、すべての生徒が「いじめをしない」「いじめを見逃さない」よう、保護者・地域・関係諸機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組み、いじめに対しては、迅速且つ適切に対処し、再発防止に努める。そのために「いじめ対策委員会（兼企画委員会）」を設置し、いじめに関する校内研修や「いじめ防止キャンペーン」「インターネットによるいじめ防止教室」など年間計画に位置づけて実施する。

4 いじめ防止の対策《いじめが発生しないために》

【学級担任等】

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- (2) はやしたてたり見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- (3) 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進めるとともに、思いやりの心を育てる道徳教育を充実させる。
- (4) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、人権感覚を大切にしたい指導の在り方に細心の注意を払う。

【養護教諭】

- (1) 学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- (2) 心と体のバランスを健全に保つ観点から健康相談活動（ヘルスカウンセリング）を進め、いじめなどの心の健康問題に早期に対応する。

【生徒指導・教育相談担当教員】

- (1) いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- (2) 日頃から関係機関等へ定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
- (3) 生徒指導・教育相談体制を機能化させ、計画的・組織的にいじめ未然防止、早期対応に努める。

【管理職】

- (1) 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。(人権感覚の醸成)
- (2) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- (3) 生徒一人一人の居場所づくりを視点に、生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- (4) いじめの問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。(例えば生徒会によるいじめ撲滅宣言や相談箱の設置など)

5 いじめに対する措置《いじめの早期発見のために》

【学級担任等】

- (1) 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- (2) 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- (3) 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。
- (4) 支持的風土のある学級経営に努める。

【養護教諭】

- (1) 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く。
- (2) 配慮を要する生徒の計画的な健康相談を実施する。

【生徒指導・教育相談担当教員】

- (1) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- (2) 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- (3) 休み時間や授業中の校内巡視や放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

【管理職】

- (1) 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- (2) 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。
- (3) 生徒指導・教育相談体制の機能化を図る。

6 いじめに対する措置《いじめが発見されら》

【情報を集める】

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける)
- (2) 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- (3) 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。
- (4) その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- (5) いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- (6) 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- (7) その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- (8) 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

【指導・支援体制を組む（組織で動く）】

- (1) 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導・教育相談担当教員、管理職などで役割を分担—いじめた生徒・いじめられた生徒・両者の保護者・教育委員会や関係機関—)
- (2) ささいな兆候であってもいじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つようにする。
- (3) 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに関係機関(教育委員会)所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (4) 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

【指導・支援を行う】

〈いじめられた生徒へ〉

- (1) いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- (2) いじめられた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- (3) いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

〈いじめた生徒へ〉

- (1) いじめた生徒へは、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- (2) 必要に応じていじめた生徒を一定期間、別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- (3) いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- (4) いじめた生徒が抱える問題などいじめの背景にも目を向ける。
- (5) 不満やストレス(交友関係や学習、進路、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

〈学級担任等〉

- (1) 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- (2) いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- (3) はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

〈組織〉

- (1) 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- (2) いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- (3) 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

〈保護者と連携〉

- (1) 家庭訪問（加害、被害とも。学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- (2) いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- (3) 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

7 評価

学期に1回、いじめに関する具体的な取組等について評価を行う。

8 いじめ防止対策年間指導計画

9 参考資料

- (1) 組織的ないじめ対応の流れ
- (2) いじめの緊急対応7カ条
- (3) 重大事態対応フロー図
- (4) 諸富祥彦著『「教室に正義を！」いじめと闘う教師の13か条』より、「自分がされたら嫌なこと」「ストレスチェック」
- (5) 國分康孝・久子監修「いじめ」より、「私の中の虫退治」「ハッピー度グラフ」
- (6) いじめ防止対策推進法（主な条文抜粋）